

議第46号

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項各号列記以外の部分中「別表1」を「別表」に、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「限る。)。」を「限る。）」に改め、同項第2号中「とき。」を「とき」に改め、同条第2項本文中「別表2」を「別表」に改める。

第11条第2項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第11条の2第2項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

附則第2項中「第6条第2項」を「第6条の2第1項」に改める。

附則第5項を附則第7項とする。

附則第4項中「規定は,」の右に「附則第3項ただし書, 附則第4項ただし書及び」を加え, 同項を附則第6項とする。

附則第3項表以外の部分中「者であって」を「者で」に改め, 同項の表中

1,180 ^円	を	3,740 ^円	に改め, 同項を附則第4項とし,
1,500		4,600	
2,000		5,800	
2,480		7,070	

同項の次に次の1項を加える。

5 第6条の2第2項の規定にかかわらず, 平成21年7月1日の前日において追加加入者である者及び同日において他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に追加加入している者であって平成21年7月1日以後に継続して扶養共済に追加加入をしたものは, 別に定めるところにより, 追加加入者となったときの年齢に応じ, 次の表に掲げる加算掛金を納入しなければならない。ただし, 65歳に達した日以後最初に到来する追加加入日の年単位の応当日の属する月の前月まで加算掛金を納入している追加加入者(20年以上継続して納入している者に限る。)は, 当該応当日の属する月以後加算掛金の納入を要しない。

追加加入者となったときの年齢区分	加算掛金の月額
35 歳 未 満	5,600 ^円
35 歳 以 上 40 歳 未 満	6,900
40 歳 以 上 45 歳 未 満	8,700
45 歳 以 上 50 歳 未 満	10,600
50 歳 以 上 55 歳 未 満	11,600
55 歳 以 上 60 歳 未 満	12,800

60 歳 以 上 65 歳 未 満	14,500
-------------------	--------

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第6条の2第1項の規定にかかわらず、平成21年7月1日の前日において加入者である者及び同日において他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で平成21年7月1日以後に継続して扶養共済に加入したもの（第14条第1項ただし書に規定する重度の障害がある状態になった者及び次項の規定が適用されて掛金を納入することとなる者を除く。）は、別に定めるところにより、加入者となったときの年齢に応じ、次の表に掲げる掛金を納入しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する加入日の年単位の応当日の属する月の前月まで掛金を納入している加入者（20年以上継続して納入している者に限る。）は、当該応当日の属する月以後掛金の納入を要しない。

加入者となったときの年齢区分	掛金の月額
35 歳 未 満	3,740 ^円
35 歳 以 上 40 歳 未 満	4,600
40 歳 以 上 45 歳 未 満	5,800
45 歳 以 上 50 歳 未 満	7,070
50 歳 以 上 55 歳 未 満	7,740
55 歳 以 上 60 歳 未 満	8,540
60 歳 以 上 65 歳 未 満	9,670

別表を次のように改める。

別表（第6条の2関係）

加入者又は追加加入者となったときの年齢区分	掛金の月額	加算掛金の月額
35 歳 未 満	9,300 ^円	9,300 ^円

35 歳 以 上 40 歳 未 満	11,400	11,400
40 歳 以 上 45 歳 未 満	14,300	14,300
45 歳 以 上 50 歳 未 満	17,300	17,300
50 歳 以 上 55 歳 未 満	18,800	18,800
55 歳 以 上 60 歳 未 満	20,700	20,700
60 歳 以 上 65 歳 未 満	23,300	23,300

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市心身障害者扶養共済事業条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成21年7月分の掛金及び加算掛金から適用し、同年6月分までの掛金及び加算掛金については、なお従前の例による。

(暫定掛金等)

3 改正後の条例附則第3項の規定が適用されて掛金を納入することとなる者に係る平成21年7月分から平成25年3月分までの掛金に関する同項の規定の適用については、同項表以外の部分中「次の表」とあるのは、「京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例（平成21年 月 日京都市条例第 号）附則別表第1」とする。

4 改正後の条例附則第4項の規定が適用されて掛金を納入することとなる者に係る平成21年7月分から平成25年3月分までの掛金に関する同項の規定の適用については、同項表以外の部分中「次の表」とあるのは、「京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例（平成21年 月 日京都市条例第 号）附則別表第2」とする。

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において加入者（改正後の条例第5条第2項に規定する加入者をいう。以下同じ。）である者及び同日において他の地方公共団体が実施する改正後の条例第4条第2項に規定する心身障害者扶養共済制度（以下「他団体制度」という。）に加入している者で施行日以後に継続して京都市心身障害者扶養共済事業（以下「扶養共済」という。）に加入したもの（以下「改正前加入者等」という。）に係る改正後の条例第11条第2項の規定の適用については、同項第1号中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 6 施行日の前日において追加加入者（改正後の条例第6条の2本文に規定する追加加入者をいう。以下同じ。）である者及び同日において他団体制度に追加加入している者で施行日以後に継続して扶養共済に追加加入したもの（以下「改正前追加加入者等」という。）に係る改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 7 改正前加入者等に係る改正後の条例第11条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 8 改正前追加加入者等に係る改正後の条例第11条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、同項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、同項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 9 次に掲げる弔慰金及び脱退一時金の額については、なお従前の例による。
- (1) 加入に係る障害者が施行日前に死亡した場合の弔慰金

(2) 加入者が施行日前に脱退を申し出た場合の脱退一時金

(3) 追加加入者が施行日前に追加加入の取消しを申し出た場合の脱退一時金

附則別表第1

加入者となったときの年齢区分	掛金の月額			
	平成21年7月分から平成22年3月分まで	平成22年4月分から平成23年3月分まで	平成23年4月分から平成24年3月分まで	平成24年4月分から平成25年3月分まで
35 歳 未 満	1,700 ^円	2,210 ^円	2,720 ^円	3,230 ^円
35 歳 以 上 40 歳 未 満	2,120	2,740	3,360	3,980
40 歳 以 上 45 歳 未 満	2,760	3,520	4,280	5,040
45 歳 以 上 50 歳 未 満	4,490	5,140	5,780	6,430
50 歳 以 上 55 歳 未 満	5,420	6,000	6,580	7,160
55 歳 以 上 60 歳 未 満	6,590	7,080	7,570	8,060
60 歳 以 上 65 歳 未 満	8,150	8,530	8,910	9,290

附則別表第2

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金の月額			
	平成21年7月分から平成22年3月分まで	平成22年4月分から平成23年3月分まで	平成23年4月分から平成24年3月分まで	平成24年4月分から平成25年3月分まで
35 歳 未 満	1,700 ^円	2,210 ^円	2,720 ^円	3,230 ^円
35 歳 以 上 40 歳 未 満	2,120	2,740	3,360	3,980
40 歳 以 上 45 歳 未 満	2,760	3,520	4,280	5,040
45 歳 以 上	3,400	4,320	5,240	6,160

提案理由

掛金等を変更する必要があるので提案する。